

塩尻市市民交流センターまちづくり応援自動販売機設置事業者募集要領

塩尻市市民交流センターに自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という）を次のとおり募集します。

この募集に参加される方は、この募集要領の内容を承知のうえ、お申し込みください。

1 目的

市有財産の公平かつ公正な有効活用を図りながら歳入を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を促します。また、売り上げの一部を知恵の交流基金としてまちづくりに活用し、市民福祉の向上に寄与することを目的とします。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 法人にあっては、塩尻市内に本店、支店若しくは営業所等のサービス拠点を有し、又は市有財産に自動販売機の設置実績を有すること。個人にあっては、塩尻市内に住所を有し事業を営んでいること。
- (4) 過去3年間に、自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する2年以上の実績を有していること。
- (5) 市町村税を滞納していないこと。
- (6) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等を有していること。

3 公募事項及び条件等

- (1) 市有財産への自動販売機設置及び管理・運営
- (2) 設置物件

財産の名称 所在地	設置場所 スペース	販売品目等	台数
塩尻市市民交流センター 塩尻市大門一番町12番2号	3階市民サロン 4.8m×0.95m	清涼飲料 (缶・ペットボトル)	2台

※詳細な設置場所については【参考資料3】の図面を参照してください。

※設置スペースには、転倒防止器具・放熱余地・回収ボックス設置部分を含みます。

※スペースの表示は（幅×奥行）、単位はメートルです。

※酒類の販売はできません。

※搬入経路の業務用エレベーター間口はW1.2m×H2.1m、奥行2.35mです。また、搬入経路の最小値は、W1.17m×H1.98m（扉等）です。

(3) 設置条件等

ア 設置期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとします。

（更新なし）

ただし、市が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置事業者が設置条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他市が必要と認めるときは、設置契約を解除することがあります。

イ 知恵の交流基金への寄附

設置した自動販売機の売上金額に、20%を乗じて得た額を知恵の交流基金に寄附することを条件とします。

この寄附は、所得税法上の寄附金控除が認められる特定寄附金、または、法人税法上の金額損金算入を認められる指定寄附金となります。ただし、所得の25%以内です。

ウ 設置手数料

設置した自動販売機の売上金額に、入札により決定する利率を乗じた金額を設置料とし、市が指定する日までに納入してください。

エ 広報

売上金の一部を知恵の交流基金としてまちづくりに活用する旨を周知広報する表示板の作成、設置を設置事業者の負担で実施してください。

オ 光熱水費及びその他必要経費

電気料等自動販売機の設置に伴い管理上必要とする経費は、設置事業者の負担とし、設置手数料とは別に通知するところにより納入してください。

なお、設置事業者は、自動販売機の設置にあたり光熱水費を算定するための子メータを自らの負担で設置してください。

また、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他必要とされる一切の経費についても設置事業者の負担とします。

カ 環境配慮

設置する自動販売機は、災害時フリーベントキー対応型としてください。また、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種としてください。

キ デザイン、外観色

デザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めてください。

(4) 禁止事項

ア 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

イ 自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託することはでき

ません。

(5) 維持管理責任

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行ってください。

なお、商品及び自動販売機が汚損又は損傷したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧するとともに、設置事業者の損害について、塩尻市の責に帰することが明らかでない場合を除き、塩尻市はその責を負いません。また、賞味期限等に留意して、商品管理を適切に行ってください。

イ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個の割合で設置スペースを超えない範囲で設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルを行ってください。また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように回収頻度等について十分考慮のうえ、適切な維持管理に努めてください。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行ってください。

エ 自動販売機の設置に当たっては、設置事業者の負担により転倒防止等の必要な安全措置を行ってください。

オ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応してください。また、自動販売機に故障時等の連絡先をわかりやすく明記してください。

(6) 原状回復等

設置事業者は、設置期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復してください。また、設置事業者は、市に対し、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、補償を請求することができません。

4 応募書類提出

応募に当っては次のとおり応募書類を市民交流センターに提出してください。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 応募書類（提出部数各 1 部） ※ ○提出必須、△必要に応じて提出

No.	提出書類	法人	個人	摘要
①	自動販売機設置に係る応募資格関係書類送付書（別紙 1）	○	○	
②	法人登記簿謄本 （発行後 3 ヶ月以内のもの）	○		現在事項全部証明書
③	住民票 （発行後 3 ヶ月以内のもの）		○	
④	市町村税の納税証明書	○	○	塩尻市内にサービス拠点を有しない法人は、自動販売機を設置することとなった場合のサービス拠点の所在市町村の納税証明書
⑤	業務実績書・サービス拠点申告書 （別紙 2）	○	○	
⑥	応募資格要件で指定した地域内にサービス拠点が所在することを証する書類 （会社概要パンフレット等）	△	△	②又は③により所在を確認できる場合は提出不要
⑦	許認可等を証する書類	△	△	許認可等を要する場合に限り提出

(2) 提出方法

上記 4 (1) に記載の書類を直接又は郵送により提出してください。FAX、インターネット等その他の方法による受け付けは行いません。

提出書類は封筒に入れ、かつ、封皮に「自動販売機設置に係る応募資格関係書類」と明記してください。

(3) 提出先

塩尻市市民交流センター市民活動支援係（市民交流センター 2 階総合受付）
〒399-0736 塩尻市大門一番町 1 2 番 2 号
電話 0263-53-3350（直通）

(4) 提出受付期間

令和6年2月1日（木）9時から令和6年2月20日（火）17時必着
（直接提出の場合は、上記の期間中、水曜日を除き、午前9時から午後5時まで受け付けます。）

5 設置事業者の決定

提出された応募書類をもとに、応募資格要件を満たすと認められた者により、入札を行います。

(1) 入札の日時及び会場

- ア 日時 令和6年2月29日（木）午前9時30分
- イ 会場 塩尻市市民交流センター3階 301会議室

(2) 入札の方法

- ア 入札書には、市に設置手数料として収めることができる利率を整数単位で記載してください。ただし、最低利率を6%とします。なお、本募集要領3(3)イに規定する寄附金とは別に設置手数料を納めることとします。
- イ 最高の利率を記載した事業者を設置事業者として決定します。
- ウ 最高の利率を記載した事業者が二者以上あるときは、くじにより設置事業者を決定します。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ア 応募資格のない者が行った入札
- イ 入札参加者が協定して見積もったもの
- ウ 利率の記載がないもの
- エ 利率を訂正し、訂正印のないもの
- オ 記名、押印のないもの
- カ 誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの
- キ その他、本募集要領に規定する条項に違反したもの

6 設置事業者の公表

塩尻市ホームページに設置事業者の法人、個人の区分及び決定利率を掲載します。

7 契約の締結

設置事業者は、施設の管理者と設置に関する詳細な事項の調整を行い、令和6年4月1日（月）までに「塩尻市市民交流センター自動販売機設置契約書」を締結してください。

8 設置事業者の決定の取消

次の場合は、設置事業者の決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定の期日までに契約を締結しない場合
- (2) 設置事業者が応募資格を失った場合

9 その他

- (1) この要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び塩尻市財務規則（昭和55年規則第9号）の規定によります。
- (2) 契約、設置手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。
- (3) 契約締結後、食品衛生法等の法令の規定により営業等の許認可を要する場合には、営業開始までに塩尻市長に許認可を証する書類（許可証の写しなど）を提出してください。
- (4) 自動販売機の設置は、原則として令和6年4月1日（月）から令和6年4月5日（金）までに行ってください。

【参考資料 1】

【地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋】

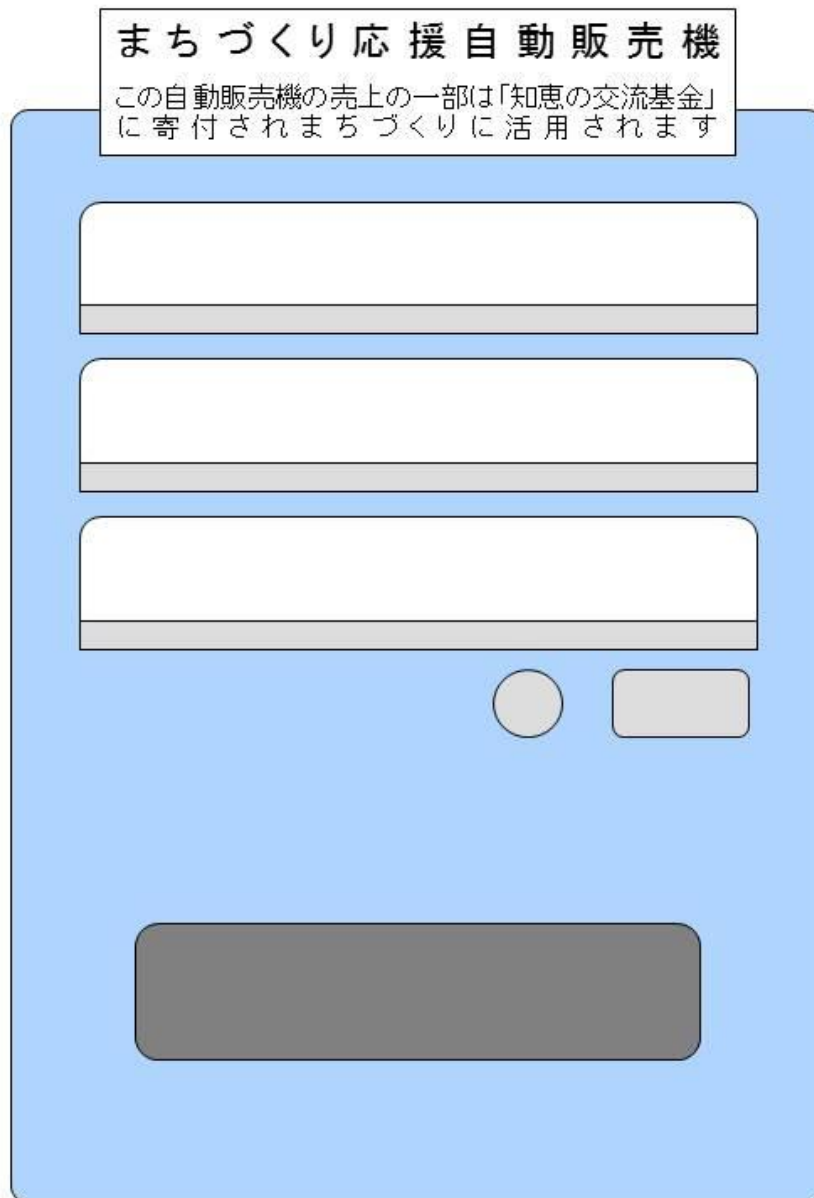
（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

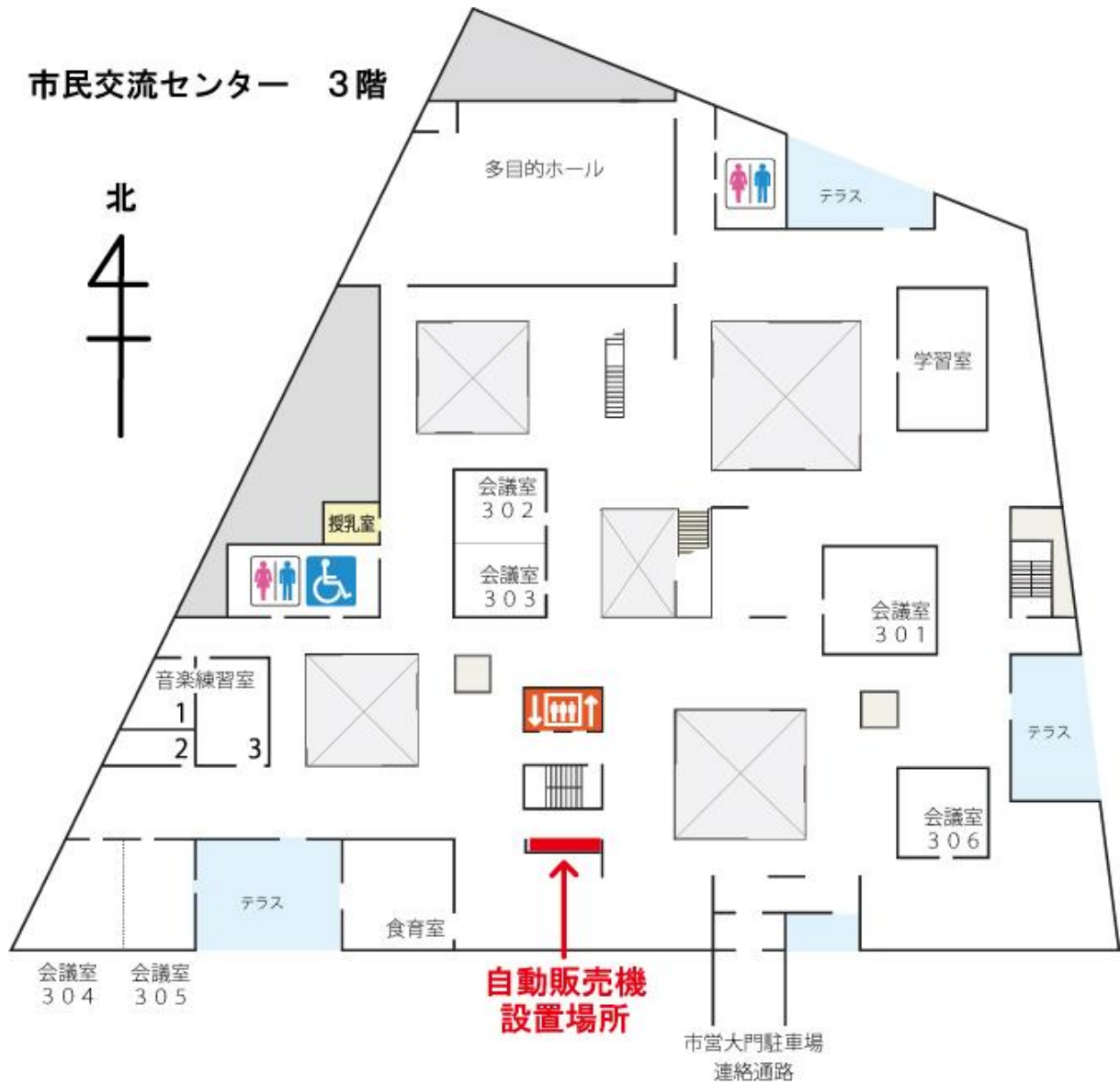
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

塩尻市市民交流センターまちづくり応援自動販売機 表示板作成例



【参考資料 3】

自動販売機設置場所 指定図



【参考資料 4】

塩尻市市民交流センター 3階自動販売機 販売数量

年 月		販売数量 (本)
令和3年	4月	734
	5月	1,115
	6月	1,031
	7月	1,170
	8月	1,167
	9月	816
	10月	930
	11月	1,160
	12月	918
	1月	942
	2月	743
	3月	706
	合計	11,432

令和4年	4月	712
	5月	899
	6月	1,228
	7月	1,098
	8月	1,244
	9月	1,238
	10月	1,138
	11月	908
	12月	855
	1月	950
	2月	1,028
	3月	1,055
	合計	12,353